

入所のしおり

～もくじ～

保育施設について

1. 保育施設とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 保育所、認定こども園（保育部分）と地域型保育事業所・・・・・・・・P 1
3. 保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2・3
4. 保育時間と時間外保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
5. 保育施設の利用期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5

新規入所申込みについて

1. 申込みの要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
2. 保育の必要性に係る事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
3. 入所申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
4. 育児休業取得中の方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
5. 市外の保育施設を希望する方へ・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
6. 入所申込みから入所まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9～12
7. 狭山市保育所等入所調整基準表・・・・・・・・・・・・・・・・P 13・14

入所申込み後の手続きについて

1. すべての方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 15
2. 入所できなかった方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 15
3. 入所できた方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 15

入所後の案内・手続きについて

1. 慣らし保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 16
2. 支給認定の保育必要量の変更について・・・・・・・・P 16
3. 時間外保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 16
4. 転所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 16
5. 退所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 16
6. 次年度の保育の継続手続きについて・・・・・・・・P 17

入所後のお願い

1. 世帯状況に変更があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・P 17
2. 保護者が退職する場合・・・・・・・・・・・・・・・・P 17
3. 出産をする場合・・・・・・・・・・・・・・・・P 18

保育料等(利用者負担額)について

1. 保育料の算定 (0歳～2歳児クラス) P 19
2. 保育料の算定 (3歳～5歳児クラス) P 20
3. 保育料の支払い P 20
4. 令和5年度 保育料表 P 21

マイナンバー制度実施に伴うお願い

- ・ 本人確認方法について P 22

その他

- ・ 休日保育のご案内 P 23
- ・ 病後児保育事業のご案内 P 24
- ・ 希望保育施設を選ぶにあたって P 25
- ・ 幼稚園の利用を検討してみませんか P 26

クラス年齢表

令和5年4月1日現在

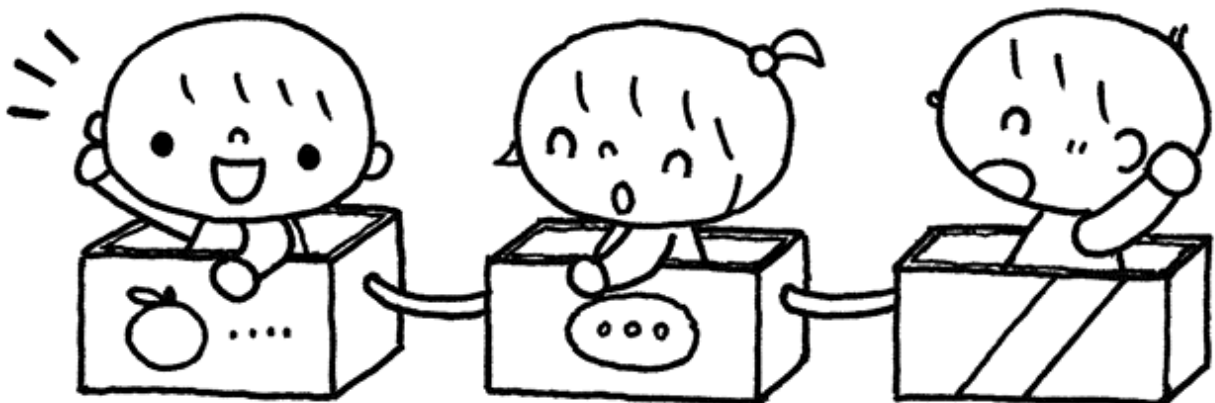
生年月日	クラス年齢
令和4年4月2日以降	0歳
令和3年4月2日～令和4年4月1日	1歳
令和2年4月2日～令和3年4月1日	2歳
平成31年4月2日～令和2年4月1日	3歳
平成30年4月2日～平成31年4月1日	4歳
平成29年4月2日～平成30年4月1日	5歳

★保育施設は4月1日現在の年齢でクラスが決まります。
申込み時点で誕生日を迎えていても、4月1日現在の年齢のクラスになります。

前年度との変更点

令和5年度からの主な変更点は、次のとおりです。

項目	内容	参照ページ
保育施設一覧	「 広瀬保育所分園 」は 令和5年3月末に閉園 し、4月以降は「広瀬保育所」において、0歳から5歳までの保育を行います。	P2・P3
保育施設一覧	「チャイルドスクエア狭山広瀬」が、 令和5年4月より新設 となります。	P2・P3
市外からの申込みについて	保育所の申込み時点で市外に在住の方は、 課税証明書を提出 してください。	P6
令和5年4月入所の申込みについて	令和5年4月入所の申込みにおいて、 二次受付 を設けました。	P9 ・P10
入所の申込みについて	5月以降に入所を希望される方についても、入所申込みの際に、併せて児童の面談も行いますので、 お子さんも同伴でお越しください 。	P10
入所調整基準表について	入所調整基準表の指数について見直しを行いました。	P13 ・P14
支給認定変更の申請について	支給認定変更の申請書提出締切日を、 月末から25日へと変更 しました。	P16



保育施設について

1. 保育施設とは

保育施設は、保護者が就労や疾病などで家庭において保育することができない就学前の児童を保護者に代わって保育する施設です。

このため、小学校入学前の幼児教育、または、集団生活に慣れさせるためという理由では入所の対象になりません。

※ 「保育施設」とは保育所、認定こども園の保育部分、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の施設をいいます

2. 保育所、認定こども園(保育部分)と地域型保育事業所

	公立保育所	民間保育園 認定こども園（保育部分）	地域型保育事業所 （小規模保育）
設置運営	狭山市 ※ 祇園保育所は社会福祉法人	社会福祉法人、宗教法人、 学校法人等	個人、株式会社 特定非営利活動法人等
入所申込み 受付場所	狭山市役所保育幼稚園課		
クラス	0歳 ～ 5歳 ※ けやの森保育園は1歳～5歳		0歳 ～ 2歳
保育料	保育料表（21ページ）により決定します 施設によつての保育料の差はありません ※ 保育料表により決定される保育料以外に、子どもの年齢などによって 諸経費（給食費・おむつ代等）が別途かかります		
保育時間 (延長含む)	平日	午前7時00分 ～午後7時00分 午前7時00分 ～午後8時00分 ※ 祇園保育所のみ	保育施設ごとに異なります (2・3ページ参照)
	土曜	保育施設ごとに異なります (2・3ページ参照)	

※ 入園当初は集団生活に慣れるまでの間、「慣らし保育」を行うため、保育時間が短縮されます。

※ 0歳クラスの受入開始の月齢は、保育施設ごとに異なります（2・3ページ参照）

3. 保育施設一覧

★運営主体…社→社会福祉法人 宗→宗教法人 学→学校法人 特非→特定非営利活動法人(NPO法人) 社団→社団法人 株→株式会社

	施設名	運営主体	電話番号	所在地	定員	対象年齢	時間外を含む 保育時間
公立 保育所	① 柏原保育所	狭山市	2952-4245	柏原 1141	91	11 か月～	平 7:00～19:00 土 7:30～13:30
	② 祇園保育所(*1)	社	2957-3001	祇園 14-3	120	産休明け～	平 7:00～20:00 土 7:00～20:00
	③ 新狭山保育所	狭山市	2954-2300	東三ツ木 300-1	75	11 か月～	平 7:00～19:00 土 7:30～18:30
	④ 水野保育所(*2)	〃	2958-6347	水野 632-41	120	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:30～18:30
	⑤ 笹井保育所	〃	2953-1808	笹井 2-17-1	110	11 か月～	平 7:00～19:00 土 7:30～18:30
	⑥ 狭山台南保育所	〃	2958-0317	狭山台 4-18	104	11 か月～	平 7:00～19:00 土 7:30～18:30
	⑦ 山王保育所	〃	2958-3863	南入曽 30-1	68	11 か月～	平 7:00～19:00 土 7:30～13:30
	⑧ 広瀬保育所(*3)	〃	2952-6230	広瀬 2-2-13	70	11 か月～	平 7:00～19:00 土 7:30～13:30
民間 保育園	⑨ こひつじ保育園	社	2952-2494	下奥富 889-5	90	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～16:00
	⑩ みつばさ愛保育園	〃	2952-3678	入間川 3273-13	90	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00
	⑪ 青柳保育園	〃	2954-3850	青柳 317-3	60	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～18:00
	⑫ 狭山台みつばさ保育園	〃	2957-4824	狭山台 1-25-1	120	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00
	⑬ 小山台保育園	〃	2953-2484	柏原 1238-3	60	6 か月～	平 7:00～19:00 土 7:00～15:00
	⑭ けやの森保育園	宗	2955-3005	根岸 2-5-2	30	1 歳～	平 7:00～19:00 土 7:00～18:00
	⑮ 堀兼みつばさ保育園	社	2957-4955	堀兼 593-1	90	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00
	⑯ 風の森みどり保育園	〃	2957-5335	入間川 1235-3	60	3 か月～	平 7:00～19:00 土 7:00～16:00
	⑰ あきくさ保育園	〃	2997-8661	水野 1246-7	60	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～18:00
	⑱ 風の子保育園	〃	2999-5100	祇園 21-43	60	3 か月～	平 7:00～19:00 土 7:00～16:00
	⑲ ひろせ台保育園	〃	2953-8900	上広瀬 948-1	90	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00
	⑳ 東京家政大学 かせい森のおうち	学	2952-1625	稲荷山 2-15-1	60	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00
	㉑ むさしの森保育園	社	2937-7517	南入曽 1042-1	90	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～18:00
	㉒ 祇園風の光保育園	〃	2937-4445	祇園 21-45	75	3 か月～	平 7:00～19:00 土 7:00～16:00
	㉓ チャイルドスクエア 狭山台	〃	2999-5151	狭山台 4 丁目 36	109	産休明け～	平 7:15～19:15 土 7:15～18:15
	㉔ 新狭山元氣保育園	〃	2941-5121	東三ツ木 1 5 1	90	産休明け～	平 7:00～20:00 土 7:00～18:00
	㉕ チャイルドスクエア 狭山広瀬 (令和 5 年 4 月開園予定 です)	〃	2999-5151 (チャイルドスクエア 狭山台に繋がります)	広瀬東 3-33-11	90	産休明け～	平 7:15～19:15 土 7:15～18:15
認定 こども園 (保育部分)	㉖ けやき認定こども園	学	2953-3627	上奥富 1042-3	60	6 か月～	平 7:00～19:00 土 7:00～14:00
	㉗ 狭山ふじみだい 認定こども園	〃	2959-5494	富士見 2-18-28	90	4 か月～	平 7:30～18:30 土 7:30～15:30
	㉘ 未来ふじみ 認定こども園	社	2969-3001	入間川 3-26-21	115	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～18:00
	㉙ いるまこども園	〃	2959-4856	北入曽 1294-1	90	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～14:00
	㉚ 未来たけのこ 認定こども園	〃	2958-2000	北入曽 656-1	90	産休明け～	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00

地域型 保育事業所	①	すずらん保育園	個人	2956-8348	北入曾 671-3	19	産休明け～2歳	平 7:00～19:00 土 7:00～17:00
	②	ありす保育室	株	2956-3696	中央 4-25-1 山中第二ビル2F	14	産休明け～2歳	平 7:30～19:30 土 7:30～18:30
	③	よつばのおうち	特非	2957-0451	狭山台 3-8-12	19	産休明け～2歳	平 7:30～18:30 土 7:30～18:30
	④	こうさぎ保育園	社団	2959-1650	中央 4-26-6 小池ビル1F	18	3か月～2歳	平 7:30～19:30 土 7:30～19:30
	⑤	つむぎ保育園	株	2937-4316	新狭山 2-19-35	18	産休明け～2歳	平 7:30～19:00 土 7:30～18:30
	⑥	ニチキッズ さやま保育園	株	2900-0750	入間川 1-7-7 HIRO 'S 入間川1階	19	産休明け～2歳	平 7:30～19:30 土 7:30～18:30
	⑦	狭山ひかり保育室	学	2997-8720	鶺ノ木 7-18	19	11か月～2歳	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00
	⑧	武蔵野短期大学 附属保育園	学	2954-2521	上広瀬 1110	18	11か月～2歳	平 7:30～18:30 土 7:30～18:30
	⑨	Jキッズスカイ 入間保育園 (*4)	社	2941-6733	稲荷山 2-3	10	産休明け～2歳	平 7:00～19:00 土 7:00～18:00
	⑩	未来にじの子 ナーサリールーム	社	2941-3103	入間川 3-1-23	19	産休明け～2歳	平 7:00～19:00 土 7:00～19:00

※ 入所希望月の1日現在に対象年齢に達していない場合は、翌月以降の審査対象となります

※ 産休明けとは、生まれた日を加えて生後58日目以降の児童を対象としております

※ 下記の地域型保育事業所は、連携施設(卒園時の受け皿)を設定しております

☆すずらん保育室 ⇒ 山王保育所 ☆ありす保育室 ⇒ 狭山台南保育所 ☆よつばのおうち ⇒ 狭山台南保育所

☆こうさぎ保育園 ⇒ 狭山台南保育所 ☆つむぎ保育室 ⇒ 新狭山保育所

☆ニチキッズさやま保育園 ⇒ 未来だけのこ認定こども園 ☆狭山ひかり保育室 ⇒ 狭山ひかり幼稚園

☆武蔵野短期大学附属保育園 ⇒ 武蔵野短期大学附属幼稚園

☆Jキッズスカイ入間保育園 ⇒ あきくさ保育園・いるまこども園

☆未来にじの子ナーサリールーム ⇒ 未来ふじみ認定こども園

※ 認定こども園の幼児教育部分の入所を希望する場合は、直接認定こども園へお申込みください。

*1 「祇園保育所」の時間外保育は19:00以降の利用につきましては、利用月の1日の時点で満1歳からになります。

「祇園保育所」の現在の指定管理者は、令和5年度末までの契約です。

*2 「水野保育所」は、令和5年度中に、「南入曾 428-1」へ移転する予定です。

*3 「広瀬保育所分園」は、令和5年3月末で閉園し、「広瀬保育所」において、0歳から5歳までの保育を行います。

*4 「Jキッズスカイ入間保育園」は航空自衛隊入間基地内にあるため、別途基地へ入るための手続き等が必要となります。



4. 保育時間と時間外保育

★ 保育標準時間・短時間

保育所（園）・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業所の利用を希望する場合には、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定の申請内容等に応じて、「保育必要量」を認定します。保育必要量には、「保育標準時間（1日11時間まで）」と「保育短時間（1日8時間まで）」の2つの区分があります。利用時間が異なるだけでなく、保育料も異なります（21ページ）。

★ 保育時間の設定と時間外保育の利用について

時間外保育（延長保育）を希望する方は、保育施設一覧表中（2・3ページ）の「時間外を含む保育時間」を参照の上、入所決定後各保育施設にお申し出ください。**時間外保育には、別途時間外保育料がかかります。**

公立保育所の保育時間は下記のとおりです。民間保育園・認定こども園（保育部分）地域型保育事業所は、施設により通常保育の時間設定が異なります。また、夕食代やおむつ代等を実費徴収することがあります。詳しくは施設にお問い合わせください。

※ 土曜日の開所時間が平日の開所時間と異なる施設があります。

※ 入所当初は集団生活に慣れるまでの間、「慣らし保育」を行うため、保育時間が短縮されます。

※ 生活保護世帯又は市民税非課税世帯については、時間外保育料の軽減を受けることができます。

【公立保育所の保育時間】

<保育標準時間>

時間	7:00	7:30				18:30	19:00	19:30	20:00	
時間外保育			通常保育 (1日11時間)				時間外保育	※祇園保育所は20:00 まで時間外保育		
料金	月額 2,000 円		← 認定された利用者負担額 (保育料) →				月額 2,000 円		3,000 円	4,000 円

<保育短時間>

時間	7:00	7:30	8:30			16:30	17:30	18:30	19:00	19:30	20:00
時間外保育				通常保育 (1日8時間)				時間外保育		※祇園保育所は20:00 まで時間外保育	
料金	200円	50円		← 認定された利用者負担額 →				50円	50円	200円	200円

※ 保育標準時間の場合、7：30～18：30が通常保育となります。

時間外保育の利用が同一月、同時間帯において、3回に達した場合は月極の利用申請があったものとみなし、月額料金をお支払いいただきます。

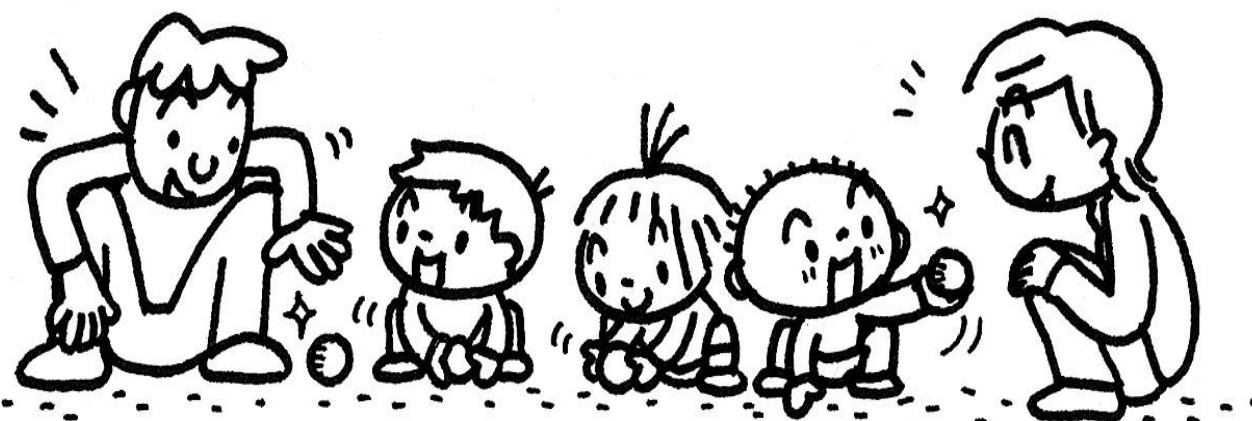
※ 保育短時間の場合、8：30～16：30が通常保育となります。

時間外保育における月額料金の設定はありません。

5. 保育施設の利用期間

保育施設の利用期間は、預ける理由により次の表の期間となります。また毎年調査を行い、引き続き保育の必要性が認められた場合に限り、継続して保育施設を利用することができます。

(1) 就 労	就労している期間
(2) 妊 娠 ・ 出 産	出産前6週（多胎妊娠の場合は14週）目にあたる月の1日～出産後8週目にあたる月の月末まで
(3) 疾 病 ・ 障 害	医師の診断書等で必要とする期間
(4) 介 護 ・ 看 護 等	
(5) 災 害 復 旧	災害復旧が終了するまで
(6) 求 職 ・ 就 労 内 定	3か月間（就労証明書を提出することで、就労要件に切り替わります）
(7) 就 学	就学が終了するまで
(8) そ の 他	家庭で保育ができないと認められた期間



新規入所申込みについて

1. 申込みの要件 ※ 入所の時期は、毎月1日です。月途中での入所はできません。

- ① 狭山市に居住し、住民登録を行っていること（転入予定も可）
- ② 狭山市に勤務先があること（4月入所のみ二次受付から申込み可）

【狭山市外から申請される方】

申込み時点で狭山市外に在住の方は、住民登録のある市区町村に申込みをしてください。
また、必要な書類（7ページ参照）に加え以下の書類を添付してください。

① 課税証明書

- ② 転入誓約書及び売買契約書または賃貸借契約書等の写し（申込み時点で狭山市に転入予定の方）

※ 入所月の前月末までに転入が確認できない場合は、入所の内定を取り消します。

2. 保育の必要性に係る事由【児童の保育が必要であることを証明する書類】

保育施設に入所するには、保護者が次の保育の必要性に係る事由により支給認定を受ける必要があります。就労要件で入所を希望する場合は、月64時間以上かつ週16時間以上就労する必要があります。

		必要な書類	認定される保育時間
(1) 就労	児童と離れて日常の家事以外の仕事をしていて、児童の保育が必要な場合	就労証明書 ①	保育標準時間 保育短時間
(2) 育児休業	※7ページ参照	就労証明書 ①	保育短時間
(3) 妊娠・出産 *1	妊娠中であるか、出産後間もない場合 出産前6週(多胎妊娠の場合は14週)目にあたる月の1日～出産後8週目にあたる月の月末まで	親子(母子)健康手帳 の出産(分娩)予定日 記載ページの写し	保育標準時間 保育短時間
(4) 疾病・障害 *2	疾病、負傷、もしくは心身に障害を有しているため児童の保育が必要な場合	診断書、または障害 者手帳の写し等	保育標準時間 保育短時間
(5) 介護・看護	疾病、負傷、もしくは心身に障害を有している親族等の介護をするため児童の保育が必要な場合	介護・看護を受けて いる方の診断書、 障害者手帳の写し等	保育標準時間 保育短時間
(6) 災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたるためその間の児童の保育が必要な場合	被災証明書等	保育標準時間
(7) 求職活動	就労を希望し、求職活動のため児童の保育が必要な場合	確約書	保育標準時間 保育短時間
(8) 就学	就学により児童の保育が必要な場合	学生証と授業のカリ キュラムの写し等	保育標準時間 保育短時間
(9) 虐待やDV のおそれがあること	児童虐待や配偶者からの暴力により、保育が困難であると認められた場合	児童の保育が必要で あると判断できる 証明書	保育標準時間
(10) その他	上記に類する事情で市長が認めた場合		保育標準時間

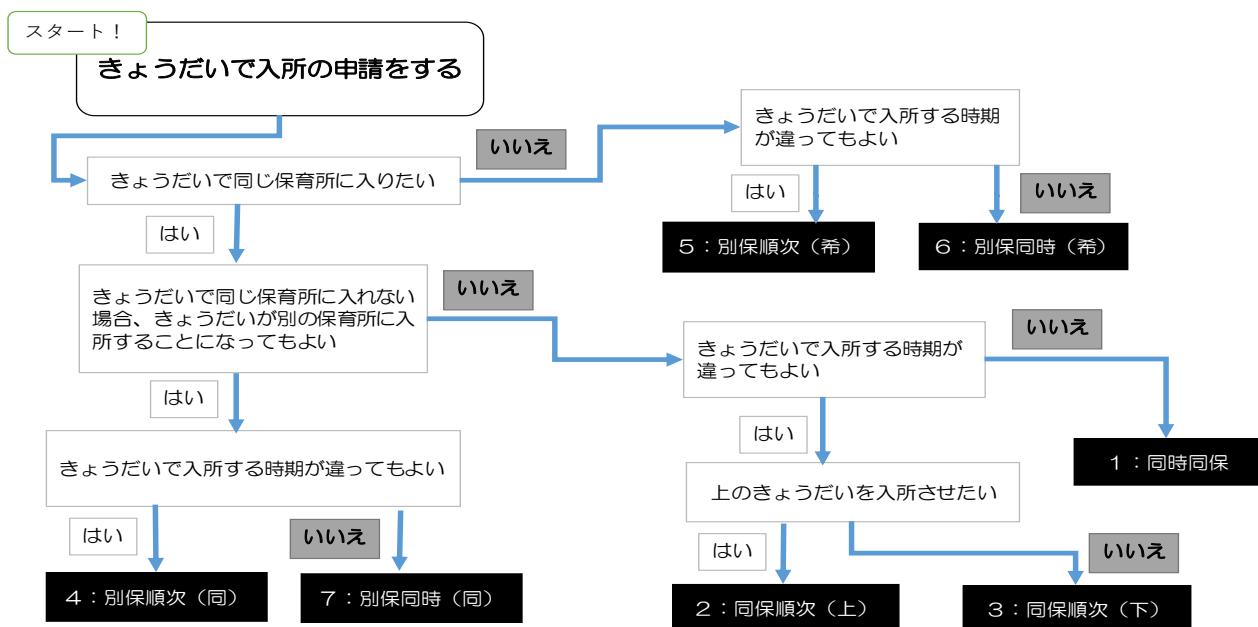
*1 「(3) 妊娠・出産」に該当する方で、保育の必要性に係る事由が複数該当する場合は、原則として「出産による申込み」となります。ただし、産休明けですぐに復職する場合は、就労要件での入所も可能です。

*2 「(4) 疾病・障害」に該当する場合は、市で用意した診断書を使用してください。なお、診断書の取得にかかる文書料は自己負担となります。

3. 入所申込みに必要な書類

(1) 教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 保育所等入所申込書 【1】表
(2) 同意書【1】裏
(3) 児童健康調査票【2】、【2】—2表
(4) 申込み児童の状況等【2】—2裏
(5) 申請内容確認書【3】
(6) 日中、児童の保育が必要であることを証明する書類
(7) 親子（母子）健康手帳（受付時に健康診査等の確認をするため）

- ※ 申込書類に不備、記入もれ等がある場合、申込みを受付けることができません。
- ※ きょうだいで申込みする場合、入所選考の結果、同時期に入所できない場合があります。
下記フローチャートで確認のうえ、「申込み児童の状況等【2】—2裏」内「(3) 2人以上を同時に申込みしている場合」の該当する箇所にチェック☑をしてください。



4. 育児休業取得中の方へ

申込み時点で育児休業を取得している場合は、入所日の翌月の10日までに復職することが、入所の条件です。復職後は、復職月の翌月末までに「復職証明書」を提出してください。

入所日	復職予定日	入所日	復職予定日
4月1日	4月1日～5月10日	10月1日	10月1日～11月10日
5月1日	5月1日～6月10日	11月1日	11月1日～12月10日
6月1日	6月1日～7月10日	12月1日	12月1日～1月10日
7月1日	7月1日～8月10日	1月1日	1月1日～2月10日
8月1日	8月1日～9月10日	2月1日	2月1日～3月10日
9月1日	9月1日～10月10日	3月1日	3月1日～4月10日

- ※ 入所日の翌月に復職をする場合、保育標準時間の希望であっても、入所月は保育短時間での認定になります。ただし4月入所の場合は、申込み時点（11月）の復職予定日と実際の復職日に変更になる方が多いので、申込書の「保育必要量」欄に記載されているとおりに認定します。

5. 市外の保育施設を希望する方へ

狭山市を經由して希望する保育施設のある市区町村に申込みます。

まずは、希望する保育施設のある市区町村に相談し、締切日や必要書類等をご確認のうえ、お申込みください。市区町村ごとに申込みに必要な書類が異なり、不備があると審査ができない場合があります。狭山市から希望する保育施設のある市区町村に申請書を郵送しますので、締切に間に合うように余裕をもって手続きをしてください。

(1) 入所申込み	<ul style="list-style-type: none"> 受付場所：狭山市役所保育幼稚園課 提出書類：狭山市の申込書類若しくは保育施設のある市区町村が指定したもの 申込締切日：希望する保育施設のある市区町村の締切日 ※ 保育施設のある市区町村へ、事前に確認してください
(2) 協 議	<ul style="list-style-type: none"> 狭山市から、入所を希望する保育施設のある市区町村へ協議をします ※ 市区町村によっては、他市区町村からの受け入れを行っていない場合がありますので、事前に確認してください
(3) 結 果 連 絡	<ul style="list-style-type: none"> 協議をした市区町村から狭山市へ結果が通知され、その後狭山市から保護者の方へ連絡します
(4) 保 育 料	<ul style="list-style-type: none"> 保育料は狭山市で定めた金額です ※ 転出予定の方は転出先の市区町村で定めた金額です <支払先> 市外の民間保育所に入所 … 狭山市 市外の公立保育所に入所 … 入所した保育所のある市町村 市外の認定こども園 … 入所した施設 市外の地域型保育事業施設 … 入所した施設
(5) 追 加 書 類	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村により追加書類が必要な場合があります ※ 保育施設のある市区町村へ事前に確認してください 例) 転出予定の場合……………転出先の分かる土地の売買契約書または賃貸契約書の写し等
(6) そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 転出を伴う申込みの場合、住所異動後に新住所地の市区町村で改めて申込みが必要です 市外の保育施設に入所していて狭山市から転出する場合は、保育の実施主体が狭山市ではなくなるため、転出後も同じ保育施設に通う場合でも「保育施設退所届」の提出が必要です 転出の際に狭山市役所保育幼稚園課にて手続きをしてください

※ 都道府県、もしくは市区町村の認可（予定を含む）を受けていない施設へ入所を希望する場合は、狭山市役所では受け付けができませんので、入所を希望する施設に直接お問い合わせください

6. 入所申込みから入所まで

【① 申込書類の受付】

◎令和5年4月入所の申込みについて

☆令和5年4月入所審査は2回受付を行います

【一次受付】 ※4月入所一次受付のみ事前予約が必要です。

一次受付の期間は、11月6日(日)～11月8日(火)、11月10日(木)～11月12日(土)、11月14日(月)の7日間です。

別紙「令和5年4月入所一次受付は事前予約制です」の手順に沿って、ご都合のよろしい日を予約してください。また、併せて面談も行いますので、お子さんも同伴でお越しください。

★一次受付期間★

受付日	場所	時間	方法
令和4年11月6日(日)	市役所1階(保育幼稚園課)	午前9時～ 午後4時20分 (要予約) ※最終受付時間は 午後4時	持参 ※郵送での受付は 行っていません
令和4年11月7日(月)	市役所3階(302会議室)		
令和4年11月8日(火)			
令和4年11月9日(水)	受付しません		
令和4年11月10日(木)	市役所3階(302会議室)		
令和4年11月11日(金)			
令和4年11月12日(土)	市役所1階(保育幼稚園課)		
令和4年11月13日(日)	受付しません		
令和4年11月14日(月)	市役所3階(302会議室)		

受付時間は、申込書の確認・面談込みで1人15分です。

限られた時間ですので、申込書は記入漏れのないようにお願いします(記入漏れがある場合は再度来庁を依頼することがあります)。

※ 原則、保育幼稚園課窓口では予約の受付をしておりません。

ただし、ネット環境がない、予約方法がわからない、予約したい日が既に定員に達している等により予約が出来ない方は、保育幼稚園課までご相談ください。

※ 一次受付の期間中に申込みができなかった方や、提出期間中に申込書類が提出できない方は、二次受付での申込みとなります。

当日、体調不良等で来られない場合は、保育幼稚園課までご相談ください。

※ 申込み時にお子さんが同伴できない場合には、後日面談のみ受けていただきます。

一次受付については、令和4年8月1日以降に出生したお子さんは面談不要です。

【二次受付】 ※一次審査において定員に達しなかった施設のみ審査を行います。

二次受付の期間は、令和4年12月19日（月）～令和5年1月31日（火）の土日・祝日・年末年始を除いた期間です。

また、併せて面談も行いますので、お子さんも同伴でお越しください。

※ 申込み時にお子さんが同伴できない場合には、後日面談のみ受けていただきます。

二次受付については、令和4年9月1日以降に出生したお子さんは面談不要です。

★二次受付期間★

受付日	場所	時間	方法
令和4年12月19日(月) ～ 令和5年1月31日(火) ※土日・祝日 ・年末年始は除く	市役所1階(保育幼稚園課)	午前9時～午後4時 ※最終受付時間は 午後3時40分	持参 ※郵送での受付は 行っていません

※ 二次受付の期間中に申込みができなかった方や、提出期間中に申込書類が用意できない方は、令和5年5月以降の入所受付での申込みとなります。

◎令和5年5月～令和6年3月の申込みについて

各月において定員に達していない施設のみ審査を行います。

5月以降の入所希望者の受付は下記のとおり行っていますので、**狭山市役所保育幼稚園課**にお申込みください。また、併せて児童の面談も行いますので、お子さんも同伴でお越しください。

期間	<u>入所を希望する各月の前月の10日まで</u> （10日が土日・祝日の場合は、その前日） 詳しくは、入所申込み受付締切日一覧（表紙裏）をご覧ください。
時間	狭山市役所開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）内
方法	持参 ※ 原則、郵送での受付は行っていません。
場所	狭山市役所1階(保育幼稚園課) ※ 各保育施設、総合子育て支援センター、児童館、子育てプレイスでは受付けていません。

※ 入所希望月の受付期間中に申込みができなかった方や、入所希望月の受付期間中に申込書類が用意できない方は、翌月以降の入所受付での申込みとなります。

【② 利用調整】

保育施設への入所について調整します。

定員を上回る申込みがあった場合には、保育の必要性が高いと判断される方から希望する保育施設の受入れ可能な範囲で順次入所となります。※申込み順ではありません

希望する保育施設が定員に達している場合や、職員配置、在園児童の保育状況等で新規の受け入れができない場合は、入所ができません。あらかじめご了承ください。

◎保育の必要性の認定について

提出していただいた書類及び調査により、保育の必要性の有無を審査し、保育が必要と認められた場合に、認定区分（2号認定・3号認定）に応じて、保育施設の利用に係る支給認定証を原則申込み日より30日以内に郵送いたします（入所申込みの時期によっては、入所審査後に審査結果通知と同封して郵送する場合があります）。

※ 保育の必要性が認められない場合は、別途通知にてお知らせいたします。

2号認定…お子さんが満3歳以上で「保育の必要性に係る事由」に該当し、保育施設での保育を希望
→ 保育所、認定こども園

3号認定…お子さんが満3歳未満で「保育の必要性に係る事由」に該当し、保育施設での保育を希望
→ 保育所、認定こども園、地域型保育事業所

◎保育必要量（保育時間）の認定について

保育必要量の認定は、「教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等入所申込書」の保育を希望する時間に記載された時間を基に認定を行います。

保育短時間の認定基準は、希望時間が午前8時30分から午後4時30分内の保育を希望する方と、育児休業中の方が対象になります。

上記の方以外は、**保育標準時間**の認定基準になります。

◎保育短時間と保育標準時間の違いについて

保育短時間と保育標準時間では、月額保育料と時間外保育料（延長保育料）に違いが生じます。保育料につきましては、保育標準時間と保育短時間で約1.7%の料金の違いが発生します（21ページ参照）。

なお、時間外保育料につきましては、公立を除く保育施設においては、その取り扱いについて、違いがありますので、各保育施設にお問い合わせください。

【③ 結果通知】

★ 通知時期

- ・ 4月入所申込み ⇒ 一次受付 … 1月中旬に郵送にて通知します。
二次受付 … 2月下旬に電話連絡または郵送にて通知します。
- ・ 5月以降入所申込み ⇒ 各月の締切日から約10日後に、電話連絡または郵送にて通知します（市のホームページでも結果を確認できます）。

★ 入所ができる時

「利用調整結果通知書（利用可）」を送付し、お知らせします。

★ 入所ができない時

「利用調整結果通知書（利用保留）」を送付し、お知らせします。

入所基準に達していても、他の申込み者との比較により希望保育施設に欠員が生じるまでお待ちいただくことがあります。この場合、希望保育施設に欠員が生じた時点で、再度入所調整を行います。結果の連絡と「利用調整結果通知書」は、入所を希望した最初の月のみ送付します。それ以降は、入所が可能となるまで連絡はいたしませんので、予めご了承ください。

※ 申込みの有効期限は年度内のみです。有効期限内であれば、毎月の申込み手続きをする必要はありません。なお、世帯状況や就労内容等に変更があった場合は、保育の必要性の基準が変わることがありますので、速やかに保育幼稚園課へご連絡ください。

※ 入所ができなかった場合、3～5歳児クラスのお子様で保育の必要性がある方は、施設等利用給付認定（新2号認定）のみなし認定証を送付します。0～2歳児クラスのお子様につきましては、市民税非課税世帯の場合のみ、施設等利用給付認定（新3号認定）の対象となりますので保育幼稚園課へご連絡ください。課税状況を確認し、認定証を送付します。

【④ 面談及び説明会】

入所決定後、保育施設で児童と保護者の面談及び説明会を行います。

【⑤ 入所】

- ・ 4月入所申込み ⇒ 令和5年4月1日からの在籍となります。
- ・ 5月以降入所申込み ⇒ 毎月、内定の連絡をした翌月1日からの在籍となります。

※ 月途中での入所調整は行っておりません。

狭山市保育所等入所調整基準表

◆基準指数

指数番号	分類	保護者の状況		基準指数	
		類型	細目	父	母
1	1	就労	月155時間以上の就労	20	20
2			月140時間以上月155時間未満の就労	18	18
3			月120時間以上月140時間未満の就労	16	16
4			月100時間以上月120時間未満の就労	14	14
5			月80時間以上月100時間未満の就労	12	12
6			月64時間以上月80時間未満の就労	10	10
7			内職での就労（加算はなし）	10	10
8		加算（重複可）	週5日以上	2	2
9	2	基準未満就労	月64時間未満の就労（入所後就労時間拡大予定）	6	6
10	3	内定	月155時間以上の就労	16	16
11			月140時間以上月155時間未満の就労	14	14
12			月120時間以上月140時間未満の就労	12	12
13			月100時間以上月120時間未満の就労	10	10
14			月80時間以上月100時間未満の就労	8	8
15			月64時間以上月80時間未満の就労	6	6
16	4	求職中	保育所等入所申込み時における確約書提出者（入所後3か月以内に就労開始）	3	3
17	5	就学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通学している	18	18
18			就職に必要な技能習得のために通信教育等の居宅内で就学している	8	8
19	6	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等【注3】	48	48
20			死亡、離別、行方不明、拘禁等（上記以外）	22	22
21	7	出産	出産予定日の産前6週（又は14週）から産後8週間の期間にあって、出産の準備、休養を要する場合	-	22
22	8	疾病・傷病 心身障害	1か月以上入院している（予定も含む）	22	22
23			自身の起居にも困難があり、育児はできない状態である	22	22
24			自身の身のことはできるが、育児はできない状態である	20	20
25			自身の症状改善のため、週4日程度育児を休むことが望ましい	18	18
26			指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合	16	16
27		心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する	22	22
28			身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳3級に該当する	18	18
29			身体障害者手帳4級以下に該当する	14	14
30		9	介護（看護）	常時病臥者・重度心身障害者（児）等【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護4・5の認定を受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日7時間以上、保育が困難な場合	22
31	病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合			18	18
32	病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月15日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合			15	15
33	10	虐待やDVのおそれがあること	児童虐待や配偶者からの暴力により保育が困難と認められた場合	30	30
34	11	災害	火災・地震等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	30	30
35	12	市長の認める特例	前各号に掲げるものの他、保育が必要と認められた場合	30	30

◆基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯の優先順位

第1段階	基準指数の高い者
第2段階	基準指数の分類が【10.11.12】の者以降は基準指数の分類が【6>8>7>9>1・2>5>3>4】の順とする
第3段階	調整指数に減算がない者
第4段階	保護者が市内の保育施設等に就労している保育士・保育教諭（内定を含む）
第5段階	前年度利用保留期間が長い者（指数番号38に該当する者は除く）
第6段階	世帯の前年収入が低い者

※入所調整基準表の考え方についてはこちら⇒

狭山市公式ホームページ「令和5年度保育施設の申込み」から「入所調整」に添付されている

「令和5年度入所調整基準表の考え方」をご確認ください



◆調整指数

指数番号	分類	類型	状況		調整指数
			項目	細目	
36	1	両親および家庭の状況	育児休業	入所希望月の翌月10日までに育児休業から復職予定【注3】	5
37				申請年度内（または保留期間中）に育児休業から復職している【注3】	3
38				入所希望月の翌月10日までに育児休業から復職予定なし【注4】	-40
39			就労	生計中心者の失業により、生活が困窮している場合（ひとり親世帯は除く）	10
40			単身赴任	両親のどちらかが単身赴任している	1
41			生活困窮	生活保護受給世帯	10
42				生活保護申請中	5
43			兄弟姉妹	児童の兄弟姉妹が障害児若しくは看護又は介助が必要な疾病がある場合	1
44				同居する小学3年生までの児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合	2
45			父方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不存在のいずれかの場合	1
46			父方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不存在のいずれかの場合	1
47			母方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不存在のいずれかの場合	1
48			母方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不存在のいずれかの場合	1
49			2	児童の保育状況	現在の保育状況
50	地域型保育事業所の継続不可（6か月以上地域型保育事業所在園児のみ対象）（4月のみ）	30			
51	指数番号50に該当しており、連携施設を希望している場合（4月のみ）	20			
52	年齢到達や閉園等による保育施設継続不可（指数番号50との併用不可）	15			
53	有償認可外保育施設を利用している【注1】	2			
54	一時保育を利用している（月10日以上）【注1】	2			
55	親族、友人、知人に預けている（月10日以上）【注2】	2			
56	出産要件での入所後、継続入所のために再審査を行う場合	5			
57	認定こども園の教育部分に在園しており、同じ認定こども園の保育所部分の利用を希望する場合	2			
58	障害児通所施設に通所している児童	3			
59	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同時に保育施設に申込みを希望している			1
60		多胎児（双子・三つ子など）が同時に保育施設に申込みを希望している【注3】			1
61		兄弟姉妹が入所している保育施設を希望している【注3】			8
62	援護状況	児童相談所から入所依頼がある			100
63	3	その他	市外在住で、父母いずれかの就労地が市内の方（入所月の前月までに転入する方は含まず）	-50	
64			市外在住で、父母いずれも就労地が市外の方（入所月の前月までに転入する方は含まず）	利用不可	
65			保護者が市内の保育施設等に月20日以上かつ1日6間以上就労している保育士・保育教諭（内定を含む）【注3】	8	
66			指数番号65以外で、保護者が市内の保育施設等に就労している保育士・保育教諭（内定を含む）【注3】	5	
67			転居に伴う転所希望	2	
68			兄弟姉妹が在園している保育施設に転所希望	10	
69			転居、兄弟姉妹同一園希望（教育含む）、その他やむを得ない事情があると認められる場合以外の転所希望	-5	
70			当該年度に内定結果連絡後、自己都合で辞退した場合	-20	
71			正当な理由なく保育料を滞納している世帯	-30	
72			虐待防止等のため特別の支援・配慮等が必要と認める世帯	5~15	
73			入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない	利用不可	

【注1】産前産後休業中または育児休業中を除く

【注3】新規申請のみ

【注2】基準指数区分が「求職中」、産前産後休業中または育児休業中を除く

【注4】求職中を除く

※調整指数については、当該児童・世帯の状況に応じて、別途判断する。

※基準指数については父母それぞれ該当する指数について採点する。

なお、父母それぞれが複数類型に該当するは、一番配点の高い類型の基準指数によるものとする。

※調整指数については、各類型の複数項目が該当する、指数を合算するものとする。

※基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯は、左記の優先順位にて入所調整を行う。

入所申込み後の手続きについて

1. すべての方

(1) 世帯状況の変更

入所申込み後に住所・氏名・世帯構成・連絡先・就労状況・市区町村民税課税額等が変わった場合は、速やかに保育幼稚園課へご連絡ください。

※ 変更内容により、保育の必要性の認定基準等が変わる場合があります。

2. 入所できなかった方

(1) 希望保育施設の変更・追加

入所申込み後、希望保育施設を変更・追加する場合、「希望変更届」を提出してください。受付締切日は毎月10日(入所申込みの受付締切日)です。翌月入所の審査から対象となります。

また、締切日を過ぎた場合については、提出のあった日の翌々月入所の審査からの対象となりますのでご注意ください。

(2) 入所申込みの取り下げ

「家庭での保育が可能になった」「他施設への入所が決まった」等の理由で、保育施設の入所申込みを取り下げる場合は、「申込取り下げ書」を速やかに保育幼稚園課へ提出してください。

3. 入所できた方

(1) 入所内定施設との面談

今後の手続きやご用意いただくものの説明等を行うため、保護者及びお子さんとの面談を入所内定施設で行います。

(2) 育児休業からの復職

育児休業中に入所後復職予定の方は、入所月の翌月10日までに復職し、復職証明書を保育幼稚園課へ提出してください。

入所月の翌月10日までに復職できない場合は内定の取消または退所となります。

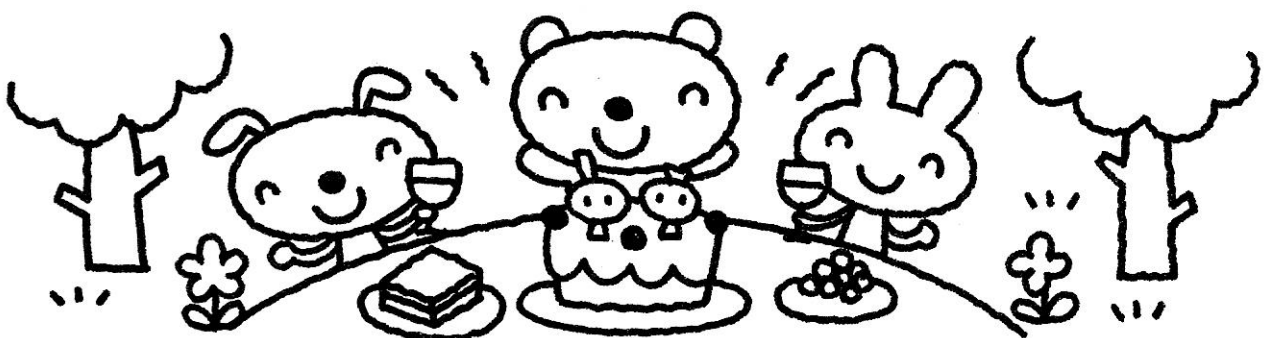
(3) 入所内定の辞退

内定した保育施設への入所を辞退する場合は、「辞退届」を速やかに提出してください。

入所内定月の前月末までに「辞退届」が提出されない場合は、保育施設に通っていないなくても、翌月分の保育料が発生いたしますので、ご注意ください。

また、内定した保育施設を辞退した場合には、当該年度内の審査において、保育の必要性が低いとみなされる場合があります。

※ 入所内定を辞退した場合は、「利用調整結果通知書(利用保留)」は送付いたしませんので、予めご了承ください。



入所後の手続きについて

1. 慣らし保育について

入所当初は集団生活に慣れるまでの間、「慣らし保育」を行うため、保育時間が短縮となります。通常の送迎時間とは異なりますので、ご注意ください。

2. 支給認定の保育必要量の変更について

保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更を希望される方は、変更の申請が必要になりますので、**変更を希望する月の前月25日まで**に、支給認定証をご持参のうえ、保育幼稚園課へお越しください。変更手続き後、狭山市にて保育の必要性に応じ再認定を行い、変更の場合は再度支給認定証を送付いたします。なお、**認定の変更は、手続きをされた日の翌月以降分からの反映となります（変更の事由が発生した日にさかのぼって認定変更はできません）**。

また、育児休業中の方は保育短時間での認定になります。復職時に保育標準時間へ変更する際は、同様に手続きが必要です。

3. 時間外保育について

時間外保育を希望する方は、保育施設一覧表中（2・3ページ）の「時間外を含む保育時間」を参照の上、入所決定後保育施設にお申し出ください。別途、時間外保育料が発生します。（4ページ）

4. 転所について

保育施設入所後に、他の保育施設へ転所を希望する場合は、「転所希望届」を、**転所を希望する月の前月10日まで**（入所申込み受付締切日一覧（表紙裏）をご覧ください）に提出してください。

また、4月に転所を希望する場合のみ、「児童健康調査票」も併せてご提出ください。

結果は、転所が可能な場合のみ連絡いたします。転所が内定した場合、元の保育施設には他の児童の入所が内定していますので、元の保育施設に戻ることはできません。

締切日を過ぎた場合、翌々月の入所審査から対象となります。なお、同条件で新規入所希望の方の申込みがあった場合は、新規で入所を希望している方が優先されますのでご了承ください。

転所の希望を取り下げの場合は、「申込取り下げ書」を提出してください。

5. 退所について

退所の場合は、「保育施設退所届」を**退所する月の10日まで**に提出してください。

「保育施設退所届」が提出されない場合は、保育施設に通っていないなくても、翌月分の保育料が発生しますので、ご注意ください。また、退所した日付に応じて保育料は日割り計算いたします。

【市外へ転出後も継続通所を希望する場合】

市外に転出後、在籍している狭山市の保育施設に引き続き通所を希望する場合は、狭山市と転出先の市区町村にて、それぞれ手続きが必要です。

★ 狭山市での手続き ⇒ **転出する月の10日まで**に「保育施設退所届」を提出

★ 転出先の市区町村での手続き ⇒ **転出する月の末日まで**に、継続通園の申込みを提出

必要書類は転出先の市区町村にご確認ください。必要な手続きを期限内に行わなかった場合は、継続通園ができなくなります。

※ **狭山市内に勤務地がない場合は、翌年度以降の継続入所はできません。**

※ **入所後3か月以内に転出する場合は、狭山市に勤務地がある場合でも、転出後3か月以上の継続入所はできません。**

6. 次年度の保育の継続手続きについて

次年度も保育の継続を希望する場合は、毎年10～11月頃に継続の意思と保育の必要性を確認するための書類（教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 保育所等入所申込書【1】・就労証明書[㊤]等）を提出していただきます。

期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の継続の意思がないものとし、退所となります。

※ 継続を希望しない場合は、「保育施設退所届」を提出してください。

入所後のお願い

保育施設は、保護者が就労や疾病などで家庭において保育することができない就学前の児童を保護者に代わって保育する施設です。

入所後に、保育施設において保育が必要である状態が解消された場合は、保育施設を退所しなければなりません。

次の状況にあてはまる場合は、所定の手続きをしてください。

1. 世帯状況に変更があった場合

住所・氏名・世帯構成・連絡先・就労状況・市区町村民税課税額等が変わった場合は、速やかに保育幼稚園課へご連絡ください。（例：転居、婚姻、離婚、転職、修正申告など）

2. 保護者が退職する場合

★ 再就職を希望する場合

退職後、速やかに保育幼稚園課へ「確約書」を提出してください。

退職後に再就職を希望する場合は、退職後3か月以内に就労を開始し「就労証明書[㊤]」を提出していただくことで通所を継続することができます。再就職を希望しているが、退職後3か月以内に「就労証明書[㊤]」の提出ができない場合は、「申立書」を提出していただきます。保育幼稚園課窓口にお越しください。「申立書」を提出後も「就労証明書[㊤]」の提出ができない場合は、退所となります。「保育施設退所届」を提出してください。

★ 再就職を希望しない場合

退職する月の月末で退所となりますので、「保育施設退所届」を提出してください。

3. 出産をする場合

出産に伴い仕事を休職する期間も、在籍児（兄姉）の保育を希望する場合は、下記の書類を提出する必要があります。

		提出書類	提出期限
産休のみで復職する方		・復職証明書	復職後 速やかに
産休前に休職または 退職する方		・医師の診断書等	休職または 退職後速やかに
産休後、育児休業を取得する方	育休制度あり	・育児休業取得による継続入所承認申請書	出 産 日 ～ 産休終了前
	育休制度なし	・育児休業取得による継続入所承認申請書 ・再雇用証明書	
	全 員	・復職証明書	復職後 速やかに
出産に伴い退職 する方	出産後、 就労予定あり	・確約書	産休終了前
	出産後、 就労予定なし	・保育施設退所届 ※産休が終了する月の月末で退所となります。	産休が終了する 月の10日

※ 産休は労働基準法により原則として「出産前6週（多胎妊娠の場合は14週）～出産後8週」となっています。「産休終了」とは、出産後8週目にあたる月の末日です。

【入所後に出産したお子さまの育児休業を取得する場合】

保育施設を利用しているお子さまの保護者が、下の子の出産に伴い育児休業を取得した場合の継続入所承諾期間は、下の子が1歳になる月の末日までです。ただし、下の子が1歳になる月の保育施設入所申請を行った結果入所ができなかった場合は、下の子が1歳になる年度の末日まで入所承諾期間を延長できます。下の子が1歳になる年度の末日を超えて育児休業を取得する場合は、その年度末で退所となります。

なお、育児休業取得前から、育児休業を1年以上取得することを予定している場合は、産後8週の日が属する月末で退所となります。

育児休業中は保育短時間認定のみの利用となります。復職に伴い保育標準時間の認定を希望される方は、変更の手続きが必要になります。なお、認定の変更は、手続きをした日の翌月以降からの反映となります（遡って認定変更はできません）ので、変更を希望する月の前月25日までに手続きを行ってください。復職後は速やかに、「復職証明書」を提出してください。

保育料(利用者負担額)について

保育料は、その世帯の負担能力に応じて負担していただくことになっており、4～8月分については前年度の市区町村民税課税額、9月～翌年3月分は当該年度の市区町村民税課税額に応じて階層別により決まります。なお、保育料表により決定される保育料以外に、諸経費（おむつ代、駐車場代等）が別途発生することがあります。（各保育施設で集金します）

※ 階層と金額については保育料表（21ページ）を参照してください。

1. 保育料の算定(0～2歳児クラス)

- (1) 保育料は月額です。登所日数が少ない等の理由で減額になりません。
- (2) 児童の保護者それぞれの前年度若しくは当該年度市区町村民税課税額の合計額をもって保育料の階層を決定します。
また、ひとり親世帯等（ひとり親世帯、障害児（者）等のいる世帯をいいます）の方についても、同居者の税額により保育料を算定する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※ 児童の保護者が非課税で他に祖父母等の同居者に課税がある場合は同居者も含めます。
- (3) 公立・民間を問わず、市外の保育施設に入所していても保育料は、狭山市で定めた基準によって決定しますので、保育施設ごとの保育料の差はありません。
- (4) 同じ世帯から次の施設を利用している就学前のお子さんが2人以上いる場合、年齢が1番高いお子さんを全額とし、2番目に高いお子さんを半額、3番目以降のお子さんを0円とします。
 - ・ 保育所
 - ・ 幼稚園
 - ・ 認定こども園
 - ・ 地域型保育事業所
 - ・ 企業主導型保育事業所
 - ・ 特別支援学校幼稚部
 - ・ 情緒障害児短期治療施設通所部
 - ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援※ 同じ世帯から上記（幼稚園以外）の施設に通っている就学前のお子さんがある場合は、令和5年4月1日以降の証明日による在園証明等の書類を提出してください。
幼稚園に在籍している場合は、保育幼稚園課で在籍状況の確認がとれるため、在園証明書等の提出は不要ですが、確認にお時間がかかる場合があります。
- (5) 保育料を決定する際の税額には税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除等）は適用しませんので、税額控除前の税額で算定します。
- (6) 税申告をされていない方、狭山市で対象市区町村民税課税額の確認がとれない方は、暫定的に階層区分の最高額を納入していただく場合があります。
- (7) 埼玉県と狭山市の多子世帯の保育料を軽減する事業として、生計を一にする兄弟が2人以上いる場合、3番目以降のお子さんの保育料を0円とします。（別途申請が必要となります）
※ 状況により、中止となる場合があります。

※ **多子世帯・ひとり親世帯等(ひとり親世帯、障害児(者)等のいる世帯)・未婚のひとり親家庭等を対象に負担軽減が適用となる場合があります。詳細は、保育幼稚園課までお問い合わせください。**

2. 保育料の算定(3～5歳児クラス)

3～5歳児クラスは、幼児教育・保育無償化に伴い、保育料のみ全額無償となります。

※ 時間外保育料・教材費・行事費・給食費などは無償化の対象となりません。

給食費(主食費・副食費)について

主食費(ごはん代)、副食費(おかず代)は各施設により異なります。冊子「さやましの保育・教育施設等案内」にてご確認ください。※公立保育所は主食費900円、副食費4500円です。

※ 低所得世帯(年収360万未満相当世帯)および多子世帯(就学前の子どもから数えて第3子以降)は副食費が免除されます。

※ 0～2歳児クラスは保育料に含まれています。

3. 保育料の支払い

(1) 0～2歳児クラスの保育料(祇園保育所を除いた公立保育所、保育所)、3～5歳児クラス(祇園保育所を除いた公立保育所)の主食費・副食費の納期限は次のとおりです。口座振替により納入していただきますので、残高不足にならないよう預貯金口座の確認をお願いします。

月	納期限	月	納期限
4月	令和5年5月1日	10月	令和5年10月31日
5月	令和5年5月31日	11月	令和5年11月30日
6月	令和5年6月30日	12月	令和5年12月25日
7月	令和5年7月31日	1月	令和6年1月31日
8月	令和5年8月31日	2月	令和6年2月29日
9月	令和5年10月2日	3月	令和6年4月1日

(2) 未納が続いた場合は、きょうだい児の入所、学童保育室の入所に際し、不利になるとともに、退所していただく場合があります。

(3) 認定こども園、地域型保育事業所の0～2歳児クラスの保育料、祇園保育所、民間保育施設の3～5歳児クラスの主食費・副食費は、各施設に直接の支払いとなります。納期限についても各施設により異なりますので、各施設へご確認ください。

4. 令和5年度 保育料表

令和元年10月から3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料が無償となりました

階層区分		利用者負担額（月額）				
		3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等（※）	0円	0円	0円	0円	
B	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
C1	市区町村民税均等割額のみ	7,400円	7,200円	0円	0円	
C2	市区町村民税所得割額	24,300円未満	8,200円	8,000円	0円	0円
C3		48,600円未満	9,200円	9,000円	0円	0円
C4		55,700円未満	10,000円	9,800円	0円	0円
C5		62,800円未満	11,600円	11,400円	0円	0円
C6		77,100円以下	14,500円	14,200円	0円	0円
C7		97,000円未満	19,500円	19,100円	0円	0円
C8		109,000円未満	26,000円	25,500円	0円	0円
C9		121,000円未満	32,000円	31,400円	0円	0円
C10		133,000円未満	36,000円	35,300円	0円	0円
C11		145,000円未満	39,000円	38,300円	0円	0円
C12		157,000円未満	41,100円	40,400円	0円	0円
C13		169,000円未満	43,600円	42,800円	0円	0円
C14		190,100円未満	47,000円	46,200円	0円	0円
C15		211,200円以下	49,800円	48,900円	0円	0円
C16		232,300円未満	51,000円	50,100円	0円	0円
C17		253,400円未満	53,500円	52,500円	0円	0円
C18		274,500円未満	55,000円	54,000円	0円	0円
C19		301,000円未満	56,000円	55,000円	0円	0円
C20		349,000円未満	58,000円	57,000円	0円	0円
C21		397,000円未満	59,900円	58,800円	0円	0円
C22		397,000円以上	62,400円	61,300円	0円	0円

（※）生活保護世帯等とは…生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等並びに特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親をいいます。

マイナンバー制度実施に伴うお願い

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成28年1月より支給認定に係る手続きの際、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。

制度の主旨をご理解いただき、マイナンバー（個人番号）の記載にご協力をお願いします。

※ マイナンバーを利用した他市区町村との連携により、税書類等の添付書類を省略できるようになりました。

※ 世帯の状況に応じて、同居のご家族のマイナンバーの届出が別途必要な場合があります。

申込書に記載がなかった場合、保育幼稚園課にて調査し、記載させていただく場合があります。

本人確認方法について

マイナンバーを記載した申込書等を提出する場合、なりすましなどを防止するために、記載のマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行いますので、支給認定に係る手続きを行う際は、下記の書類をお持ちください。

1【番号確認書類】 ※①～③のいずれか1点

- ① 個人番号カード ← 本人確認も同時にできるため、「2【本人確認書類】」は不要です
- ② 個人番号の通知カード
- ③ 個人番号記載の住民票の写し、又は 個人番号記載の住民票記載事項証明書

2【本人確認書類一覧】

種別	必要数	書 類
【写真つき】 本人確認書類	1点	住基カード（写真つき）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、学生証（写真つき）、社員証（写真つき） など 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項がプレ印字された書類
【写真なし】 本人確認書類	2点	住基カード、国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合員証、地方公務員共済組合員証、私立学校教職員共済制度加入者証、介護保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、公的機関が発行した各種受給者証（こども医療費受給者証等）、学生証（写真なし）、学校名が記載された各種書類等、社員証（写真なし）、資格証明書（生活保護受給者証・恩給証書等）、年金証書、預金通帳、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、納税通知書、源泉徴収票

※ こども医療費受給者証については、保護者・子の両方の身分証として扱います。

ただし、受給者証には子の住所が記載されるため、保護者と子の住所が異なる場合は、保護者の身分証としては扱えません。

※ 写真なし本人確認書類は、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限りです。

※ 代理人が申請書等を提出する場合は、以下の書類をご提出ください。

- ① 本人（申請者）の番号確認書類（「1【番号確認書類】」を参照、写しも可能です）
- ② 代理人の本人確認書類（「2【本人確認書類一覧】」を参照、原本に限りです）
- ③ 委任状（委任状の様式は狭山市のホームページより取得できます）

その他

休日保育のご案内

保護者の方が、休日に就労等で保育が必要な場合に児童を保育します。

実施園	保育時間	連絡先	場所
祇園保育所	(保育標準時間) 7:30~18:30 (保育短時間) 8:30~16:30	04-2957-3001	狭山市祇園14-3
狭山台みつばさ保育園	(保育標準時間) 8:00~18:00 (保育短時間) 8:30~16:30	04-2957-4824	狭山市狭山台 1-25-1
チャイルドスクエア 狭山広瀬(※)	(保育短時間) 8:30~16:30	04-2999-5151 (チャイルドスクエア狭山台 に繋がります)	狭山市広瀬東 3-33-11

※「チャイルドスクエア狭山広瀬」での休日保育については、令和5年4月より実施予定です

◆対象児童◆

以下の要件に該当する場合です。

- (1) 市内に住所がある満1歳(チャイルドスクエア狭山広瀬は1歳クラス)から小学校就学前までの児童で、認可保育所、認定こども園(保育所機能部分に限る)及び地域型保育事業所(居宅訪問型事業所は除く)に通っている児童。又は、市外に住所があり、市内の認可保育所、認定こども園(保育所機能部分に限る)及び地域型保育事業所(居宅訪問型事業所は除く)に通っている児童。
- (2) 教育・保育給付認定子ども(1号認定を除く)。
- (3) 保護者が勤務の都合等により、家庭での保育が困難であること。

◆利用日◆

日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する日(12月29日から1月3日を除く)。

保育所の指定する日によっては、実施できない場合があります。

◆食事◆

昼食は弁当持参の場合もあります。児童が食べられる内容・量のお弁当をご用意ください。

おやつ、飲み物は保育園で用意します。

◆利用の手続き◆ 申請は直接、休日保育実施園で行ってください。

登録・面接後、利用日を予約してからの利用となります。

◆利用料◆

休日保育を利用した場合、代わりに月~土曜日に通っている施設を利用しない日を設けていただきますので、利用料は発生しません。代わりに利用しない日を設けない場合は、原則、休日保育の利用ができません。

病後児保育事業のご案内

児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難で、保護者が就労等で保育が必要な場合に保育をします。

実施園	祇園保育所	連絡先	04-2957-3001	場所	狭山市祇園14-3
-----	-------	-----	--------------	----	-----------

◆対象児童◆

以下のすべての要件に該当する場合です。

- (1) 市内に住所がある満1歳から10歳未満（小学校3年生）までの児童。または、市外に住所があり、市内の認可保育所、認可外保育施設、幼稚園及び小学校に通っている満1歳から10歳未満（小学校3年生）までの児童。
- (2) 病気の回復期にあることから、集団保育が困難な場合で、かつ、保護者が勤務の都合等の社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が困難であること。
- (3) 病後児保育事業を担当する看護師が診療情報提供書（狭山市病後児保育用）及びお子さんの状況から事業の利用が適当であると認めた児童。

◆利用日◆

祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日～金曜日

◆保育時間◆

7:30～18:30

◆利用料金（児童1人あたり）◆

保育料	1日	昼食代	1回	おやつ代	1回
	2,000円		200円		100円

※ 短時間の利用でも、一日分の保育料となります。

※ 生活保護世帯、住民税非課税世帯（4月～8月の利用の場合は前年度住民税非課税世帯、9月～3月の利用の場合は当該年度住民税非課税世帯）は昼食代等の実費のみ。

◆利用の手続き◆ ※ 申請は直接、祇園保育所で行ってください。

登録・面接後、利用日を予約してからの利用となります。

※ 非課税世帯は住民税非課税証明書（4月～8月までは前年度住民税非課税証明書、9月～3月までは当該年度住民税非課税証明書）が必要です（月極の保育を利用している場合は、保育幼稚園課にて市民税の課税状況を確認するため提出は不要）。

希望保育施設を選ぶにあたって

◎入所したい保育施設から順に記入してください

「教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 保育所等入所申込書【1】」の「入所希望施設」に記入された保育施設のみ審査をします。希望施設はいくつでも記入できますが、毎日通う施設ですので、保育施設の所在地や保育時間・送迎手段等を考え、通える範囲で選ぶことをおすすめします。

申込みの時点で欠員がない場合でも、毎月状況は変わります。

5月以降の入所審査において、毎月の保育施設の空き状況を狭山市のホームページ（二次元コード参照）にて確認できますので、申込み際にご参考ください。

※ 各施設の職員体制によって空き状況に変更が生じる場合がありますので、入所希望保育施設に欠員があったとしても必ず入所できるとは限りません。



◎保育施設を見学してください

保育の方針や雰囲気等、保育施設にはそれぞれ特色があります。

お子さんの個性も含めて、毎日楽しく過ごせるよう、実際に施設に行って話を聞いてみることをおすすめします。

また、送迎についても選択ポイントの1つです。

お子さんと一緒に自宅から施設まで安心して通うには、どのような経路で行くのが良いのかも含め確認してみましょう。

見学は、各保育施設にて随時行っていますが、保育施設の状況によっては、見学できない場合もありますので、見学を希望する保育施設へ、直接お電話でお問い合わせください。

入所後、市内の保育施設への転所希望を申込みことが可能ですが、新規入所の方を優先して入所調整をしますので、「遠くて通いづらいから」「お迎えの時間に間に合わないから」という場合でも、必ず転所できるとは限りません。

「入所できればどこでも良い」と安易に保育施設を選ぶと、入所後に送迎ができなくなることもありますので、よく検討したうえで、申込みをしてください。



幼稚園の利用を検討してみませんか？

保育施設では、各施設が保育指針を掲げ、特色ある保育を行っていますが、幼稚園でも、各施設が教育目標を掲げ、特色ある教育を行っています。

各幼稚園では教育時間（基本の預け時間）の前後に預かり保育を実施しており、保護者の就労や介護等の理由によって、教育時間外も預けることができます。

「うちは共働きだから、幼稚園には預けられない」とお考えの方においても、ご家庭の条件に合う幼稚園が見つかるかもしれませんので、幼稚園の利用を検討してみてもいかがでしょうか？

保育幼稚園課で作成している施設の案内冊子では、各幼稚園の教育目標、特色やPRポイント等も紹介していますので、そちらもぜひご覧ください。（施設の案内冊子の内容については、ホームページでも確認することができます）

幼稚園の保育料等の保護者負担は？

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園に在園する満3歳から5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもの保育料の全部または一部が無償となりました。

保育施設と幼稚園の違いは？

	保育施設	幼稚園
対象者	就労や介護等(P6)の条件を満たし、常態的に日中の保育ができない家庭	どなたでも利用できます
対象年齢	0歳～小学校就学前	満3歳～小学校就学前
利用時間	朝から夕方までの保育時間の他に、各施設で時間外保育を実施	お昼前の教育時間の他に、各施設で教育時間の前後の時間や各施設の長期休業日等に、預かり保育を実施
保育料	3～5歳児クラスの全世帯無償 ※ 時間外保育料は無償化対象外	①新制度移行幼稚園 教育時間が無償 ②新制度未移行幼稚園 教育時間のうち月額25,700円まで無償 ※ 預かり保育の無償化については市ホームページまたは保育幼稚園課までご確認ください。